



自閉症や選択性かん黙等の児童のための 特別支援学級について（ご案内）

【自閉症・情緒障害特別支援学級とは】

- ・自閉症や選択性かん黙等の情緒障害により、通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しく、常時少人数の学習環境が必要な児童のための学級です。
- ・小集団（1学級あたり8人以内）の中で、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指します。
- ・通常の学級に準じ、学年相応の教科学習を行います。
- ・学習の一部を「自立活動」の時間に設定し、児童の障がいの状態や発達段階に応じて必要な内容を授業で行います。たとえば、体の動かし方や話し方、友達と仲良くする方法、自分の気持ちを落ち着かせる方法などを学びます。
- ・渋谷区では常磐松小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しています。

【対象となる児童】

対象となるのは次の1、2の両方に該当する児童です。

1 全般的な知的発達の遅れがなく、次のいずれかに該当する児童

- ・自閉症又はそれに類する障がいで、少人数でのコミュニケーションが必要な児童
- ・主として心理的な要因による選択性かん黙等があり、静かな環境で学びたい児童

※主たる障がいが自閉症や情緒障害（選択性かん黙等）であるという医師の診断書が必要です。

2 渋谷区立小学校の特別支援教室で指導を受けているが、課題の改善が困難な児童

※多動や他害のあるお子さんのための学級ではなく、落ち着いた環境が必要な発達障害のあるお子さんのための学級です。



【教室環境について】

- ・独立して静かな環境で学習することができるようにパーテーション等を活用した個別学習のできる空間と、小集団での活動ができるようにグループ学習スペースを設置しています。
- ・不安やストレスを感じたときに気持ちを休ませ落ち着かせるための空間（カームダウンスペース）を設置しています。





【入級手続き・学びの場の検討について】

- ・学びの場の検討は、医師、学識経験者、公認心理師、教育関係者等で構成される就学支援委員会において、児童の発達検査、行動観察等を経て行います。検討の結果、対象外となる場合もありますのでご了承ください。
- ・年度途中の自閉症・情緒障害特別支援学級への転学はできません。
- ・令和9年4月に向けた転学相談の手続きは令和8年7月頃に区ポータル等でご案内します。

▼令和7年度の入級手続きの流れ(参考)

	時期	入級の流れ
1	7~9月	入級申し込み
2	10月	保護者面談、学校での行動観察、必要に応じて発達検査を実施
4	11月中旬	就学支援委員会情緒固定部会で学びの場の検討を行います。
5	11月下旬	在籍校が保護者に検討結果をお伝えします。
6	2~3月	常磐松小学校での面談



【Q&A】

Q1 注意欠陥多動性障害(ADHD)や学習障害(LD)の児童は対象ですか。

平成25年文部科学省通知によると、ADHDやLDは通級による指導(特別支援教室)の対象であり、自閉症・情緒障害特別支援学級の対象外です。ADHDやLDは通常の学級における教員の配慮や支援員の活用や指導の工夫により対応することが適切である場合も多く見られると考えられています。

Q2 通学区域・通学方法について

通学区域は渋谷区内全域を対象とします。通学方法について、学区域外在住のお子さんについては通学時の安全性を考慮し、保護者等の送迎が必要です。

Q3 交流・共同学習は行いますか。

一人一人の児童の状況に応じて、朝の会や帰りの会、一部の授業、行事などを通して通常の学級の児童との交流を行います。交流の際は、原則自閉症・情緒障害特別支援学級の教員が付き添います。あわせて、通常の学級の児童に対しては、自閉症や情緒障害の児童に対する正しい理解が深まるよう理解教育を行うとともに、共に学習や学校生活を送る中で、他者との違いを認め合い支え合う心を育みます。

Q4 年度途中の入級ができないのはなぜですか。

自閉症や情緒障害のおさんは、新しい環境・人に対して繊細な感覚をもっていますので、年度途中から学びの場を変えることは適さないと考えますので年度当初の入級とさせていただきます。

Q5 他自治体で自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している場合はすぐに入級できますか。

入級基準の違いがあるため、必ず入級できるわけではありません。他自治体からの転入の場合、まずは通常の学級に在籍して特別支援教室を利用しながら様子を見た上で、11月の就学支援委員会の検討を経て翌年度4月の入級とさせていただきます。